

○東京藝術大学音楽学部藝大フィルハーモニア管弦楽団に
関する規則

〔 令和5年5月25日
制 定 〕

改正 令和5年7月13日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第22条の規定に基づき、藝大フィルハーモニア管弦楽団（以下「藝大フィル」という。）の組織、運営及びその他必要な事項について定める。

(名称)

第2条 藝大フィルは、各種の文書等において、下記の通り標記するものとする。

- (1) 通称 藝大フィルハーモニア管弦楽団
- (2) 略称 藝大フィル
- (3) 英文 THE GEIDAI PHILHARMONIA ORCHESTRA, TOKYO

(目的)

第3条 藝大フィルは、音楽学部及び大学院音楽研究科の教育・研究のため演奏研究活動を行うものとする。

2 前項のほか、社会的要請に基づき音楽学部長が特に必要と認める演奏活動を行うことができる。

(組織)

第4条 藝大フィルは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 楽団長
- (2) 事務局長
- (3) ソロ・コンサートマスター
- (4) 演奏講師
- (5) その他必要な職員

2 前項第1号の楽団長は原則として音楽学部長をもって充て、藝大フィルを統括する。

3 第1項第2号の事務局長は音楽学部教授会構成員から、音楽学部長が指名する。事務局長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第3号の者は、演奏芸術センター所属の専任教員を充てる。

5 第1項第5号の者は、演奏講師及び音楽学部又は演奏芸術センター所属の専任教員、特任教員、非常勤講師並びに教育研究助手の中から、音楽学部長と事務局長が協議の上、指名するものとする。

6 第1項第3号及び第4号の者を「楽員」と呼ぶ。

(構成)

第5条 藝大フィルに次に掲げる4部門及び楽器別パートを置く。

(部門)		(楽器別パート)
I	弦楽器 I	第1 ヴァイオリン
		第2 ヴァイオリン
II	弦楽器 II	ヴィオラ
		チェロ
		コントラバス
III	木管楽器	フルート
		オーボエ
		クラリネット
		ファゴット
IV	金管楽器	ホルン
		トランペット
		トロンボーン
	打楽器	ティンパニー、打楽器

2 各楽器別パートに首席奏者を置くことができる。

(事務局)

第6条 藝大フィルに事務局を置き、第8条に定める演奏会議にかかる事務を行うとともに、楽団内の調整及び対外的な業務を行う。

2 事務局は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) インспекター
- (4) ライブラリアン
- (5) その他必要な職員

3 事務局長は藝大フィルの管理業務について統括する。

4 事務局次長は事務局長が第2項第3号から第5号の者から指名する。これらの者の任期は、事務局長の在任期間とする。

(運営委員会)

第7条 藝大フィルに運営委員会を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 藝大フィルの運営に関する重要事項
- (2) 楽員及びその他必要な職員の人事に関する事
- (3) その他、必要と認められる事項

2 運営委員会は、次に掲げる委員により組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) ソロ・コンサートマスター
- (4) 音楽学部の弦楽、管打楽、室内楽及び指揮の各講座の専任教員 各若干人
- (5) その他委員長が出席を必要と認める者 若干人

3 前項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営委員会に委員長を置き、音楽学部長が委員から指名する。委員長の

任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員会に委員長を補佐するため副委員長を置く。副委員長は委員長が委員から指名する。副委員長の任期は、委員長の在任期間とする。
- 6 委員長は会議を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 7 委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 8 委員会の議決は、別に定める場合を除き、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 委員会は必要と認めた者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(演奏会議)

第8条 前条の運営委員会に、藝大フィルの演奏に関する事項を審議するため、演奏会議を置く。

2 演奏会議は、運営委員会委員長が会議を招集し、その議長となる。

3 演奏会議は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 運営委員会委員長
- (2) 運営委員会副委員長
- (3) 事務局長
- (4) 事務局次長
- (5) ソロ・コンサートマスター
- (6) インспекター
- (7) 第5条に掲げる各部門より1名ずつ選出された楽員代表(計4名)
- (8) その他演奏会議が必要と認めた者

4 演奏会議は、次の事項を審議し、運営委員会に報告する。

- (1) 演奏会の内容
- (2) 藝大フィルのオーディションに関する事
- (3) その他藝大フィルの演奏に関する事
- (4) その他議長が必要と認めた事

5 演奏会議の庶務は、藝大フィル事務局または運営委員会が必要と認めた者において処理する。

(庶務)

第9条 藝大フィルの庶務は、音楽学部演奏企画室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、藝大フィルの運営に関して必要な事項は音楽学部長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和5年5月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 東京芸術大学音楽学部管弦楽研究部に関する規則(平成13年3月26日制定)は廃止する。

附 則

この規則は、令和5年7月13日から施行し、令和5年7月1日から適用する。